

平成25年(ワ)第38号 原状回復等請求事件

原 告 中 島 孝 ほか799名


被 告 国 ほか1名

第1準備書面

平成25年8月30日

福島地方裁判所第一民事部 御中

被告国指定代理人

- 関 述 之 
- 角 田 康 洋 
- 岩 名 勝 彦 
- 寺 岡 拓 也 
- 宗 野 有美子 
- 澤 田 勝 弘 
- 大 西 宏 道 
- 林 周 作 
- 菊 池 憲 久 
- 村 橋 摩 世 
- 美 崎 大 典 
- 角 掛 幹 也 

吉	田	渡	稻
昆	野	太智	稻
加	藤	恵盛	稻
東	海林	秀一	壽
齋	藤	悟志	壽
稻	川	延康	稻
鶴	園	孝夫	稻
中	塩	東吾	稻
依	田	圭司	稻
堀	口	晋	稻
新	垣	琢麿	稻
伊	藤	彩菜	稻
市	川	紀幸	稻
石	井	大貴	稻
神	野	可奈子	稻
佐々	木	光太郎	稻
上	田	洋二	稻
河	原	圭	稻
白	石	雅人	稻
善	明	岳大	稻
永	島	徹也	稻

黒	瀬	絢	子		
真	先	正	人		
石	塚	哲	朗		
九	反	田	悠	妃	
湯	浅		翔		
森	下		哲		
平	尾	禎	秀		
山	本	泰	生		
宇	都	官	勉		
大	澤	友	里	恵	
近	藤	慎	吾		

被告国は、本準備書面において、答弁書において留保した訴状記載の請求の原因第6に対する認否を行う。

なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

## 第1 「1 はじめに」(訴状50ページ) について

- 1 第1段落は認める。
- 2 第2段落は、原告らがかかる請求をしていることは認め、その当否は争う。
- 3 第3段落は、原告らが主張する規制権限不行使の違法性に関する判断枠組みについては、答弁書第4の2(40ページ以下)において述べたところであるが、詳細については追って主張する。
- 4 第4段落は認否の限りでない。

## 第2 「2 経済産業大臣が実用発電用原子炉の安全の確保に関して強力な規制権限を有すること」(訴状51ページ) について

### 1 「(1) 原子力基本法等の原子炉の安全性確保に関する法規制の体系」について

#### (1) 第1段落について

原告らの意見ないし評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

#### (2) 第2段落について

被告国が昭和30年に原子力基本法を制定したことは認める。ただし、同法の目的は、「原子力の研究、開発及び利用を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与すること」である。

#### (3) 第3段落について

原子力基本法2条が、基本方針として、「原子力の研究、開発及び利用は、

平和の目的に限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」と規定していること、昭和53年法律第86号による改正後の同法4条が、原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るため、「総理府」に「原子力委員会及び原子力安全委員会」を設置すると定め、同法5条2項が「原子力安全委員会は、原子力の研究、開発及び利用に関する事項のうち、安全の確保に関する事項について企画し、審議し、及び決定する。」と定めていることは、認める。

(4) 第4段落について

昭和32年に炉規法が制定されたこと、同法が原子力基本法の精神にのっとり、公共の安全を図るなどのために必要な規制を行うことを目的としていることは認め、その余は否認する。制定当時の炉規法1条は、「この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保し、あわせてこれらによる災害を防止して公共の安全を図るために、製錬、加工および再処理の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関して必要な規制を行うことを目的とする。」と規定されており、「貯蔵」、「廃棄」の事業は規定されていなかった。

(5) 第5段落について

昭和39年に電気事業法が制定されたことは認め、その余は否認する。制定当時の同法1条は、「この法律は、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによつて、公共の安全を確保することを目的とする。」と規定されていた。

(6) 第6段落について

認否の限りでない。

## 2 「(2) 原子力基本法等の趣旨・目的」について

### (1) 柱書について

原子力基本法，炉規法，電気事業法の目的が上記（原子力基本法につき上記1(2)，炉規法につき同(4)，電気事業法につき同(5)）のとおりであること，原子炉の設置等について法律による規制がされていることは認め，その余は否認ないし争う。

### (2) 「ア 原子炉の設置に関する法規制」について

平成14年以降，原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）制定前のものであること（なお，本準備書面における各種法令の内容に係る認否につき，以下同じ）を前提としておおむね認める。ただし，原子炉施設については，原子力安全委員会の核燃料安全専門審査会の下で安全審査が行われることはない。

### (3) 「イ 実用発電用原子炉の使用等に関する法規制」について

おおむね認める。ただし，電気事業法47条において認可の対象とされているのは「工事の計画」である。また，技術基準の内容は，同法39条2項1号だけでなく，同項2～4号に掲げるところにもよらなければならないとされている。

## 3 「(3) 経済産業大臣が有する規制権限」について

### (1) 「ア 適切な技術基準を定める権限」について

電気事業法39条1項が「事業用電気工作物を設置する者は，事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。」と定め，同条2項本文が，「前項の経済産業省令は，次に掲げるところによらなければならない。」とし，同項1号において「事業用電気工作物は，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えないようにすること。」と定めていることは認め，その余は原告らの意見ないし評価にわたるものであるため，認否の限りでない。ただし，技術基準の内容が同項2～4号に掲

げるところにもよらなければならないとされていることは上記2(3)のとおりである。

(2) 「イ 適切な技術基準への適合性を確保させる権限」について認める。

(3) 「ウ 規制権限行使のあり方」について争う。

なお、原告らの主張の補充を待って、反論を行う予定である。

### 第3 「3 被告国の規制権限不行使の違法」(訴状56ページ)について

1 「(1) 本件における被告国の規制権限不行使の違法性を判断する基準」及び「(2) 原子力発電所の重大な事故がもたらす法益侵害の重大性」について原告らの意見ないし評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

2 「(3) 行使することが期待された規制権限の内容」について争う。

3 「(4) 予見可能性の存在」について

(1) 柱書について争う。

(2) 「ア 全電源喪失による炉心溶融事故の発生に関する知見」について

ア 第1段落は認否の限りでない。

イ 第2段落は認める。

ウ 第3段落のうち、第1文(「このうち…意味する。’)及び第2文(「核燃料は…必要がある。’)は認める。第3文(「この冷却に失敗すると…至ることとなる。’)は、その可能性があるという限度で認める。

エ 第4段落のうち、原子炉を冷却するための過程として、炉心に供給される冷却材(水)が炉心の熱を吸収し、熱を吸収した冷却材が循環する中で最終ヒートシンクにより除熱されることは認め、冷却材を循環させるための

動力として電力が不可欠であることは否認する。福島第一発電所の原子炉には、例えば、電気ではなく原子炉内で発生した蒸気でタービンを駆動して原子炉内に注水する原子炉隔離時冷却系（R C I C。訴状15ページ参照）のように電源を要しない冷却装置があるため、冷却材の循環に動力源として電力が不可欠とまでは必ずしもいえない。

オ 第5段落のうち、最終ヒートシンクにおいて冷却水が除熱されること、海水により冷却するためには、海水を採取する必要があることは認め、動力源として電力が不可欠であることは否認する。

カ 第6段落は、炉心の冷却を継続的かつ安定的に行うために、炉心の状態（温度、圧力、水位等）を各種測定機器によって把握する必要があることは認める。

キ 第7段落は否認ないし争う。

### (3) 「イ 巨大地震とそれに伴う津波についての予見可能性」について

平成7年に阪神淡路大震災を契機として設置された地震調査研究推進本部の地震調査委員会が、平成14年7月、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（以下「『長期評価』」という。）を発表したこと、「長期評価」の中の「2-1 過去の地震について」「(2) 三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震（津波地震）」に、「日本海溝付近のプレート間で発生したM8クラスの地震は17世紀以降では、1611年の三陸沖、1677年11月の房総沖、明治三陸地震と称される1896年の三陸沖（中部海溝寄り）が知られており、津波等により大きな被害をもたらした。」との記載があること、同「2-2 次の地震について」「(2) 三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震（津波地震）」に、「M8クラスのプレート間の大地震は、過去400年間に3回発生していることから、この領域全体（引用者注、ここにいう「この領域全体」は、「三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間」を指すのであり、「福島県沖」や「房総沖」



に限定しているわけではない。)では約133年に1回の割合でこのような大地震が発生すると推定される。ポアソン過程により(発生確率等は表4-2に示す。),今後30年以内の発生確率は20%程度(中略)と推定される。」「次の地震も津波地震であることを想定し、その規模は、過去に発生した地震の $M_t$ 等を参考にして、 $M_t 8.2$ 前後と推定される。」(ただし、「長期評価」の「表4-2」には、上記の「 $M_t 8.2$ 」について、「過去発生した地震の $M_t$ 等を参考にして判断した。津波地震であるため $M$ は $M_t$ より小さい」との記載もある。)との記載がある限度で認める。なお、「長期評価」においては、 $M_t 8.2$ 前後の地震について「福島県沖」や「房総沖」に限定して「今後30年以内の発生確率は20%程度と推定される」との記載はない。

(4) 「ウ 津波に伴う浸水によって全電源喪失となりうることの予見可能性」について

ア 第1段落のうち、米国内の原子力発電所において内部溢水(発電所内に設置される設備の破損及び系統の作動が原因で液体が流出すること、又はその液体それ自体を指す。なお、津波は、外部溢水の種類であり、内部溢水とは区別されている。)に対する設計脆弱性の問題が提起されたことや、スマトラ沖地震の津波によるインドのマドラス原子力発電所の海水ポンプ浸水事故等を契機として、原子力安全・保安院と原子力安全基盤機構が、溢水勉強会を設置したこと(ただし、設置時期は平成18年1月である。), 溢水勉強会に電気事業連合会及び各電気事業者が参加していたことは認める。

イ 第2段落のうち、国会事故調査報告書（甲B第4号証84ページ\*1）に、同年5月11日の溢水勉強会において、被告東電が、福島第一発電所5号機の想定外津波について検討状況を報告し、その際、「O. P. +10m」の津波が到来した場合、非常用海水ポンプが機能喪失し炉心損傷に至る危険性があること、また、「O. P. +14m」の津波が到来した場合、建屋への浸水で電源設備が機能を失い、全電源喪失に至る危険性があることが示された旨の記載があることは認める。原告らの主張が上記溢水勉強会において、福島第一発電所付近に津波が到来する可能性の有無・程度に関する知見が得られたとの趣旨であれば（訴状62ページ参照）、これを否認ないし争う。

ウ 第3段落は否認ないし争う。

(5) 「エ その後の地震及び津波に関する知見の進展」について

ア 「(7) 被告東京電力による三陸沖津波波源モデルによる想定津波の推計（2008年）」について

(7) 第1段落及び第2段落は、国会事故調査報告書（88, 458ページ）に原告らが指摘する記載があることは認める。

(1) 第3段落は、原告らの意見ないし評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

イ 「(1) 貞観津波に基づく波高の推計（2008年）」について

第1文（「被告東京電力は…入手した。」）は、被告東電作成の平成24年6月20日付け「福島原子力事故調査報告書」（以下「東電事故調査最

---

\*1答弁書（10, 12, 14及び15ページ）においては、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会のホームページ（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業で保存されたウェブサイト <http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3856371/naiic.go.jp/>）に掲載された国会事故調査報告書におけるページ数を記載したが、以下においては甲B第4号証におけるページ数を記載する。

終報告書」という。) (21ページ) に原告らが指摘する記載があることは認める。

第2文(「貞観津波とは…同規模とされる。’)は否認する。貞観津波に関する知見は、現在でも定まっていない。

第3文(「被告東京電力は…結果を得た。’)は、政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」(以下「政府事故調査中間報告書」という。)

(398ページ)に、原告ら指摘の記載があることは認める。なお、同404及び405ページには、平成23年3月7日に被告東電が原子力安全・保安院に対して「貞観津波に関する佐竹論文の断層モデルを用いた場合、それぞれ福島第一原発で8.7mから9.2mまで、福島第二原発で7.8mから8.0mまで(中略)となることを説明した。」と記載されている。

#### ウ 「ウ) 貞観津波を考慮すべきとの指摘」について

平成21年6月に開催された総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループにおいて、岡村行信委員が貞観津波の存在を指摘したことは認める。

#### エ 「(イ) 被告国への貞観津波に基づく波高推計の報告(2009年9月)」及び「(オ) 被告国内部における貞観津波に基づく波高の推定結果の軽視」について

政府事故調査中間報告書(401～403ページ)に、原告ら指摘の記載があることはおおむね認める。

#### (6) 「オ 全電源喪失による炉心溶融事故発生の予見可能性についてのまとめ」について

争う。

#### 4 「(5) 結果回避可能性の存在」及び「(6) 規制権限行使への期待可能性を基

礎づける事実」について

争う。

第4 「4 小括」(訴状65ページ)について

争う。

以 上